

とっても簡単です!

ごみ出し支援事業に登録しませんか?

自治会・町内会などの会長の皆さん、お住いの地域にて、ご高齢の方や障がいのある方でごみ出しに困っている世帯はいませんか? 外出が困難でごみ出しをお願いしたいけれど協力してくれる人が見つからず、困っている方がたくさんいます。「新潟市ごみ出し支援事業」では、お住いの地域でごみ出しの利用を希望する人とそれを協力する人を団体内で調整し、ごみ出しの実績があれば支援金を交付します。団体登録はとっても簡単です。まだ登録されていない自治会・町内会におかれましては、ぜひ登録をご検討ください。申請はお住いの区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)または市廃棄物対策課で随時受け付けています。

支援金の対象になる支援



「燃やすごみなど」を
利用者の玄関先 から **ごみ集積場** に
排出した場合

利用者1名につき
1日 **150円**



「粗大ごみ」を
利用者の家屋等 から **玄関先** に
排出した場合

利用者1名につき
1日 **600円**



ごみ出しに困っている人は
いないかな?

※ただし、自治会・町内会等で実施している「**集団資源回収は対象外**」です。

申請できる団体

- 自治会・町内会 ●地域コミュニティ協議会
 - 社会福祉協議会
 - その他、老人クラブ、PTAなどの非営利団体
- ※支援金の交付には、事前に支援団体として市に登録申請が必要です。
※通年度の利用以外に冬期間のみの利用も可能です。

問い合わせ 廃棄物対策課 ☎025-226-1407



利用者
(ごみを出す人)



協力員
(ごみを運ぶ人)

活動依頼・活動費
支払い
(任意)



自治会・町内会など

- ①団体登録申請
- ②実績報告
(1ヶ月ごと)
- ③支援金

新潟市
廃棄物対策課・
各区役所
区民生活課
(中央区は
窓口サービス課)



環境課題にこのまちで取り組む。
われら、ONEカンパニー
Official Niigata Eco vol.14
環境優良事業者に認定された
会社の取り組みをご紹介します

3R推進部門

三井住友海上エイジェンシー・
サービス株式会社



認定事業者一覧は
市HPIに掲載しています

問い合わせ | 循環社会推進課 ☎025-226-1391

田中さん

小さなステップから 大きな変化を

～美化委員会の活動報告～

弊社では、美化委員会を自主的に立ち上げ、ごみの分別徹底と削減に取り組んでいます。きっかけは県外出身の社員が増えたことや、ごみの分別方法が周知されていないことでした。そこで、ごみ箱ごとに分別方法を分かりやすく掲示したり、ごみGメン(取締り)として分別誤りを発見した際の「注意喚起」を行ったりしています。この活動を通して、社内では分別方法についてコミュニケーションが活発になり、分別意識が向上したと感じています。(うれしいことに、社員の家庭にも波及効果があったと聞いています)

また、ペーパーレスオフィスを目指し、文書や報告書の電子化を推進し、会議や打ち合わせでもデジタルツールを活用しています。これにより、環境負荷を軽減しながら業務の効率化も進めています。この地味で小さな活動の積み重ねが、大きな変化をもたらすことを信じ、社員一同環境保護に取り組み続け、持続可能な社会の実現に貢献していきます。



12 つくる責任
つかう責任



デコ活 くらしの中のエコがけ

デコ活で暮らしを豊かに!

～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをはじめませんか～

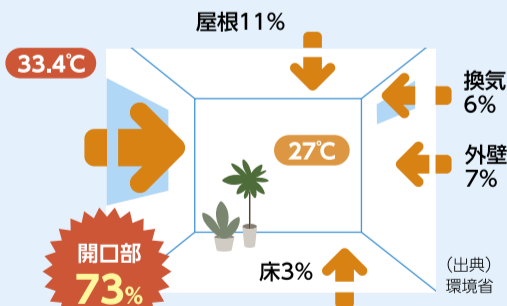
<窓の断熱リフォーム>

夏期は、**窓から約73%の熱が入ります!**
エアコンの冷房の効きをよくするためには、窓の断熱が重要です! 内窓を設置するなど、窓の断熱リフォームで、お部屋を涼しく快適にするほか、熱中症対策や家計の節約、温暖化対策(脱炭素)にもつながります。
デコ活してみませんか?

新潟市地球温暖化防止キャラクター
とめドキくん

デコ活とは?
デコ活は二酸化炭素を減らす「Decarbonization」の「de」とエコ活動の「co」を合わせた新しい言葉で、デコ活を暮らしに取り入れることで、より豊かで快適・健康な生活を実現するものです。

問い合わせ 環境政策課 ☎025-226-1365



上限200万円 上限10万円
※国補助金(先進的窓ノベ事業2024)、市補助金(健康すまいリフォーム助成事業)の活用もご検討ください。
※補助金は、対象工事や対象世帯、工事業者等の条件があります。



夏期の 外出時の熱中症対策 のお知らせ

猛暑の外出時は、ひと休みできる「コミュニティオアシス」をご利用ください。
お出かけ前にチェック!



環境美化指導員

～きれいなまちづくりのために今日もパトロール



「環境美化指導員」は、新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例(以下、ぼい捨て・路上喫煙防止条例)に基づいて、路上喫煙制限地区などをパトロールし、違反を確認した時には1,000円の過料を徴収するなどの対応をしています。

ぼい捨て・路上喫煙防止条例

新潟市では「屋外の公共の場所」での
①ぼい捨て ②飼い犬・猫のふんの放置 ③「路上喫煙制限地区*内」の喫煙を禁止しています。 *新潟駅前・万代、新潟駅南口周辺、古町地区の一部

●ぼい捨て、ふんの放置でお困りの皆さんへ●

●「ぼい捨て・『ふん』の放置禁止!」の啓発看板を区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)で配布しています。

●イエローチョーク作戦を知っていますか?

放置された犬のふんの周りを黄色のチョークで囲み、ふんを放置した飼い主に、困っている人がいることを伝え、ふんの放置を削減する取り組みです。



イエローチョーク作戦の方法

- 1 放置されたふんの周りを黄色のチョークで囲み「発見日時」を書く。
- 2 翌日など時間が経ったら、現場を見る。
●放置されたまま → 「確認日時」を書く。 ●後始末された → 「なし」と書く。



問い合わせ | 廃棄物対策課 ☎025-226-1405